

福島工業高等専門学校受託試験取扱規則

(昭和55年2月20日)

(規則第5号)

(最終改正 令和4年9月22日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第48号）に基づき、福島工業高等専門学校（以下「本校」という。）の定期的受託試験（以下「試験」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(試験)

第2条 試験は、外部からの依頼より行うものとする。

2 前項の試験の種目は、独立行政法人国立高等専門学校受託試験取扱規則別表のとおりとする。

(試験の申込み)

第3条 試験の申込みをしようとする者は、受託試験申込書（様式第1号）に試験材料（以下「試料」という。）を添えて校長に提出しなければならない。

(試験の受託)

第4条 校長は、前条の申込書を受理したときは、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限りこれを受託し、受託試験通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(試験料金)

第5条 前条により委託を受理された者（以下「委託者」という。）は、試験の種目に応じ試験料金を前納しなければならない。

2 試験料金は、独立行政法人国立高等専門学校受託試験取扱規則別表のとおりとする。

3 一旦納付した試験料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(試験結果の通知)

第6条 校長は、試験の結果を試験成績表（様式第3号）により委託者に通知するものとする。

(試料の処理)

第7条 委託者が提出した試料は、特別の場合のほかこれを返還しないものとする。

2 試験後の試料を返還するときは、その費用は委託者の負担とする。

(不可抗力による試料の損害)

第8条 天災その他の不可抗力によって生じた試料の損害に対して、本校はその責任を負わないものとする。

附 則

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日規則第1号）

この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 27 日規則第 7 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 27 日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日規則第 7 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 44 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 9 日規則第 6 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 22 日規則第 14 号）

この規則は、平成 4 年 9 月 22 日から施行する。